

岩手県基盤整備関連経営体育成等促進計画等事務取扱要領の改正について

1 改正理由

- 基盤整備事業を実施するに当たり、「整備後の営農の目指す姿」として、担い手の育成や集積計画などを盛り込んだ基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業農村活性化計画（以下「促進計画等」という。）を市町村が作成し、促進計画等の審査は、本要領により事務手続きを定めている。
- 今回の改正は、次の事項について追加及び変更を行うものである。

【追加】（ ）内は新規採択地区名

農地中間管理機構関連農地整備事業（曲田地区）

かんがい排水事業（手代森地区）

【変更】

経営体育成基盤整備事業（旧ほ場整備事業及び旧土地改良総合整備事業を含む）

審査期限の短縮 9月20日→9月15日、10月10日→10月5日、11月20日→
10月末日、11月末日→11月10日

- **【追加】** 対象事業に平成30年度新規採択地区（事業）を追加するもの。
- **【変更】** 経営体育成基盤整備事業は、旧ほ場整備、旧土地総の区分をせず、経営体一本で採択を行っていることから、（ ）内について削除するもの。
- **【変更】** 要領の審査事務手続きにおける各段階の期限について、これまでは、国への採択申請期限（11月末日）に合わせていたが、東北農政局から、11月10日までに提出するよう指導があったところ。
（東北農政局を經由し、農林水産本省に11月末日必着のため）
このことから、最終期限を11月10日に合わせ、改正を行うもの。
なお、市町村等と連絡調整を行う現地機関には、予め日程の変更について事前に示した上で了解を得ているもの。